

令和7年度事業報告書

総 括

令和7年度は、長期化する物価高騰と4年連続となる最低賃金の大幅引き上げに伴う人件費の増加により、また介護保険料がそういった状況に対応できていない実態がある中で、厳しい運営が予想された年でした。

さらに、人口減少や人手不足を背景とした定年制の延長などにより、60歳を超えても就労している人が増え、在宅における家族介護が難しい状況もあり施設介護等が増え、本会が実施している訪問介護やデイサービスなど、その利用が伸び悩む状況もありました。

しかし、本会が指定管理で運営する京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅでは、年間を通して安定した入所者の確保ができ、新型コロナウイルス感染症の流行前も含め、過去最高の平均入所者数95.8人を達成しました。この成果は、運営が厳しい本会の令和8年度決算を支え結果となりました。

そのほか、4月にスタートした市の重層的支援体制整備事業では、本会の支所職員をコミュニティソーシャルワーカー（CSW）と位置づけたほか、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター（SC）も兼務させることで、地域における総合相談窓口としての機能を強化させるとともに、積極的に地域に出向き区や活動団体とコミュニケーションをとりながら、地域福祉の推進について共に検討し実践を進めました。

新規の事業としては、中学校在校生への制服リユース事業では、多くの方のご協力をいただく中で順調にスタートすることができました。また常設化して日常的な生活困窮支援となっているフードパントリー事業では、物価高騰などの影響により、前年度に比べて相談及び支援件数が増加しました。

また昨年の夏には、市役所増築等の建設により、プレオープンした峰山庁舎2号館に峰山支所が入居して業務を開始しているほか、令和8年5月には改修中の大宮庁舎に大宮支所が入居して業務することが決まっています。これにより、本会のすべての支所が市役所庁舎に配置となり、正に市との福祉の両輪としての機能を発揮する起点となることができます。

そして年度末には、市内の福祉活動団体の紹介と市民との交流の場として「つながる絆フェス」をアミティ丹後で開催し、20周年事業として開催した前年度を上回る800人の市民が来場し賑わいました。

また年度末で、第1期となる5年間の指定管理が終了する京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅについては、市の審査及び市議会での議決を経て、無事に令和8年4月から第2期となる5年間がスタートすることとなりました。

目標1 支え合う人づくり

1 多様性を認め合い、支え合える人づくり

広報紙の発行により、地域の福祉情報を分かりやすく住民へ届けことができ、福祉施策や地域福祉活動への理解促進につながりました。さらに、Instagram や Facebook を活用して地域の多様な取り組みを共有したことで、住民同士のつながりが深まり、地域全体の連帯感が醸成されました。

本会の活動やボランティア等の福祉活動の輪を広げる「つながる絆フェス」では、イベントを通じて地域資源や団体の活動への理解が広がりました。本会・出演者・出展者・参加者が協力し、声をかけ合うことで関係性が深まり、地域福祉活動への関心が高まりました。

地域や学校等への「ふくし出前講座」や「ボランティア養成講座」、居場所づくりなどの「地域の担い手養成講座」、「ボランティアグループ活動助成」等を実施し、地域福祉への理解促進とボランティア活動の裾野拡大に寄与しました。しかし、活動の場とのマッチングに課題があったため、「ボランティアグループ・個人一覧」を区・学校・福祉施設等へ配布し、公式 LINE でのボランティア募集を行ったところ、活動のマッチングが効率的かつ効果的に行えるようになりました。

2 福祉委員の資質向上と活動支援

福祉委員の活動を支援するため、事業費だけでなく会議や研修にも活用できる「福祉委員活動助成」を創設し、助成を行いました。地域の福祉活動の推進者である福祉委員の“活動の質・量・継続性”が総合的に高まり、地域福祉の基盤強化につながりました。

また、福祉委員の活動状況や課題を把握するためアンケート調査を実施し、委員が日常的に感じている負担や必要としている支援内容を具体的に把握できました。その結果を踏まえ、今後の支援策の方向性を整理し、より効果的な活動支援につなげるための準備が整いました。

目標2 安心・安全の仕組みづくり

1 包括的・継続的な地域ケアによる支援

町ごとにある地域共生ステーションにコミュニティソーシャルワーカーを各1人配置し、地域の支え合い体制を構築する生活支援コーディネーターと兼務させました。地域の実態調査を基にアセスメントシートの更新をしました。

また、自立相談支援として生活の困りごとを包括的に受け止め、フードパントリー、生活福祉資金、家計改善支援事業、福祉サービス利用援助事業など、その世帯

が必要なサービスや支援窓口につなぐことで、安心して暮らせるよう支援を行いました。

市の介護予防事業である「健やか生きがい教室」は、これまで市内で唯一網野町に実施拠点がありませんでしたが、新たに半日型サービスを開始し、地域間のサービス格差を解消する大きな一歩となりました。

一人ひとりが健康を維持し、安心して必要な支援を受けながら自立した日常生活を営めるよう、居宅介護支援・訪問介護事業・通所介護事業・老人保健施設において、専門性を発揮しつつ保健・医療など異なる分野の関係者と連携してサービスを実施しました。

2 地域全体で支える仕組みによる支援

地域共生ステーションのコミュニティソーシャルワーカーは、地域共生ステーション会議への参加や、定期的なコミュニティソーシャルワーカー連絡会議の開催により、関係部署と同じ目標を共有し、連携したアプローチで地域づくりを進めることができました。

地域共生社会の実現に向け、行政および福祉事業所とともに研修を行い、地域住民や支援関係機関等が地域福祉推進に協力しやすい体制について検討しました。これにより、地域生活課題の解決に役立つ支援が包括的に提供される体制づくりが進みました。

市内中学校の制服等を市民から寄付を受け、在学中に必要な生徒へ無償提供する「制服リユース事業」を創設しました。経済的負担の軽減を図るとともに、子育て世帯が互いに支え合う新しい仕組みとして広がり始めています。

判断能力に不安のある方が安心・安全に自分らしい生活を送れるよう、法人後見事業の実施に向け、支援を必要とする人が「継続的・安定的に」権利擁護を受けられる体制について検討しました。今後の権利擁護支援の範囲拡大と質の向上に向けた基盤が整いました。

フードパントリープロジェクトでは、貸付相談や子育て支援など様々な相談から食支援の必要性が見つかった場合、できる限り即時対応を行いました。地域のセーフティネットとしての役割を果たし、前年度と比較して支援件数が大幅に増加しました。

目標3 ふれあいの場づくり

1 地域福祉活動の活動場所の確保

地域内で地域福祉活動を行うための拠点となる場所や資源について、情報共有を行いました。

2 市民によるふれあいと交流の場づくり

すべての人が地域でつながりを持ちながら暮らしていけるよう、「ふれあい居場所づくり助成」を創設し、居場所づくりや交流の場づくりへの助成を行いました。

目標4 生涯現役を支える環境づくり

1 健康づくりの推進

誰もが生涯現役で健康に、いきいきとした生活を送れるよう「フレイル予防教室」を実施し、介護予防の支援が必要な高齢者を介護予防サービスの参加につなげることができました。

2 社会参加しやすい環境づくりの推進

シニアの生きがいづくりや仲間づくりのため「シニアデビュー講座」を実施し、受講者がボランティア登録につながるなど、地域の担い手として活動できるよう支援を行いました。

福祉有償運送事業は年々利用回数が減少していますが、事業を安定的に継続できるように利用料金の見直しを行い、必要な運営資源の確保に努めました。また、熱中症対策の体制整備と職員教育を行い、安全運行の確保と利用者サービスの向上に努めました。

目標5 社協運営の基盤づくり

1 人材育成

本会では、目指すべき職員像として、地域や市民から求められているのは、気軽に相談できる受け入れ体制や地域の課題に取り組む本会職員の姿勢であると捉えています。そのためには職員として社会福祉協議会の目的を再認識し、地域や支援を必要とされる方の相談役として、地域内の福祉を推進するための目標を持ち行動することを、人材育成基本方針で定めています。

この方針は、新人職員研修でも伝えているほか、経験の浅い職員に対してはオフサイトミーティングを実施して、意欲の向上と気軽に話せる場を提供するなど、社協人材の育成を図りました。

そのほか、行政などが企画する各種会社説明会などにも積極的に参加して、福祉人材の確保を進めました。

2 組織運営の安定化

京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅでは、過去最高の平均入所者数を達成するなど安定した運営となる中で、第1期指定管理期間の最終年度を迎え、次年度以降の第2期の受託についても市から認可を受けました。また、利用者の減少で厳しい運営となっている久美浜訪問介護では、事業エリアを隣接する峰山町と網野町に広げ、市内で不足している障害福祉サービス（ホームヘルプ）を積極的に受け入れ、その立て直しを図りました。

3 地域福祉の推進体制の構築

令和7年4月からスタートした市の重層的支援体制整備事業については、旧町単位での新たな組織体をイメージしながら、まずは市と連携して専門機関や専門職による会議体のネットワーク化に取り組み、市民や地域などからの相談に対する検討ルートの構築に取り組みました。

また、高齢者や障害者など判断能力が不十分な人々の尊厳と権利を守り、自己決定を支援する権利擁護の観点から、成年後見制度の推進が求められています。しかし、その担い手である成年後見人が北部地域では不足していることから、令和8年4月から本会が法人後見を実施することを決めました。